



天理市工場等誘致条例を改正しました!! ～奨励金取得要件を緩和～

平成27年1月1日施行



奨励金交付対象事業者となるための立地要件の緩和、
立地業種・立地地域・奨励措置の拡大を行いました。

『天理市工場等誘致条例』を、企業の皆様にとってより魅力的なもの、進出をうながすものとするため、奨励金交付対象事業者の指定要件を緩和するとともに、製造業以外にも業種を拡大し、『天理市企業立地支援条例』と改め、国内に事業拡大する企業の誘致及び、既存の市内企業の定着を図るため、条例を大幅に改正し“天理の強みを活かした産業の活性化”を図ります。

主な改正のポイント

立地要件を緩和

借地にも対応し、「用地取得後3年以内に操業を開始すること」という期間要件も廃止しました。

立地業種を拡大

飲食業、サービス業などほぼ全業種へ拡大しました。

立地地域を拡大

奨励金を受けるには、工業地域・準工業地域への立地に限られていましたが、新条例では市内全域を対象としました。

奨励措置を拡大

設置奨励金の交付期間を選択制とし、交付総額の増額をしました。また、雇用奨励金の人数要件を緩和しました。

新条例の制度と改正前の制度の比較

区分	新条例	改正前
要件	<p>新設、増設、移設</p> <p>①指定地域要件廃止</p> <p>②公害防止協定締結</p> <p>③用地取得要件廃止(借地可)</p> <p>④操業開始日における従業員数要件廃止</p> <p>⑤投下固定資産総額1億円以上 用地取得3年以内の操業は用地費を含めることができる (増設の場合、5,000万円以上) ※中小企業にあつては1,000万円以上 以上に条件を緩和 (増設の場合、500万円以上)</p>	<p>新設、増設、移設</p> <p>①指定地域(準工業地域、工業地域)への工場等の設置</p> <p>②公害防止協定締結</p> <p>③用地取得後3年以内に操業開始</p> <p>④操業開始日における従業員数 新設15人以上、増設及び移設10人以上の雇用</p> <p>⑤投下固定資産総額3億円以上</p>
業種	<p>営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所 (販売用及び賃貸用は含まない)</p> <p>ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる風俗営業及びこれに類する営業でないこと</p>	<p>物の製造の事業を行うために必要な工場その他の施設及び流通業務施設</p>
奨励金額と交付期間	<p>【事業所設置奨励金】 奨励金交付前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で交付</p> <p>5年間 固定資産税の 60/100 または、 3年間 固定資産税の 100/100 (選択制)</p> <p>【雇用促進奨励金】 操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員で、1年以上の地元雇用に対して5人を超える1人につき20万円 (限度額2,000万円) ※中小企業にあつては、2人を超える1人につき20万円 (限度額2,000万円)</p>	<p>【工場等設置奨励金】 奨励金交付前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で交付</p> <p>①初年度 固定資産税の 100/100 ②2年度 固定資産税の 75/100 ③3年度 固定資産税の 50/100</p> <p>【雇用促進奨励金】 操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員で、1年以上の地元雇用に対して10人を超える1人につき20万円 (限度額2,000万円)</p>

お問い合わせは・・・

この資料は「概要版」です。下記連絡先へお電話いただきましたら詳しく説明させていただきますので、どうぞお気軽にご相談ください。

天理市環境経済部 産業振興課 産業競争力強化室
〒632-8555

天理市川原城町605 ☎0743-63-1001

天理市ホームページURL:

<http://www.city.tenri.nara.jp/jigyousangyou/1420432188787.html>